

フランス島ポール＝ルイにおける警察署（1767～1789年）  
—パリの警察モデルは植民地の島にどのように適用されたか—  
The Port-Louis police office in the "Isle de France" (1767-1789):  
between a Parisian model and its colonial adaptations

著者：カトリーヌ・ドニ  
CATHERINE DENYS

リール大学歴史・芸術・政治学部  
University of Lille, Faculty of Historical, Artistic and Political Sciences

翻訳者：正本 忍  
MASAMOTO SHINOBU

長崎大学多文化社会学部  
Nagasaki University School of Global Humanities and Social Sciences

キーワード

フランス島（モーリシャス）、警察、官僚制、循環

Keywords

Mauritius, police, bureaucracy, circulation

*Quadrante*, No.21 (2019), pp.145-158.

目次

はじめに

1. 接続された歴史 *histoire connectée* と警察の歴史
2. 植民地という状況において残される警察関連文書
3. フランス島の警察の職員と編成
4. ポール＝ルイの警察の日々

結論

はじめに

モーリシャス島 [フランス語ではモーリス島 *île Maurice* : 訳者補足。以下同様] は長く無人島だったので、インド洋南東に位置するこの小島の歴史は、植民地化の歴史と重なり合う。モーリシャス島は、恐らく中世以降、アラブの船乗りたちには知られていただろうが、公的には近くにあるレユニオン島とともに、16世紀の終わりにポルトガル人によって発見された。航海中の、あるいはインド世界 *les Indes* [ここではインド洋海域世界およ

び東・南シナ海海域世界を指す] から帰還途中の船舶が恐らくは休息のためにこの島に立ち寄ることがあったにせよ、ポルトガル人もまたここに定住すべきとは考えなかった。17世紀、オランダ人はオランダ連合州総督 *Stathouder des Provinces-Unies* オラニエ公に敬意を表してこの島をモーリシャスと名付けたが、彼らによる最初の植民地化の試みは失敗した<sup>1</sup>。

フランス人はお隣のブルボン島（現レユニオン島）にすでに入植していて、1715年、モーリシャ

<sup>1</sup> Kirti N. Chaudhuri, *Trade and civilisation in the Indian Ocean, An economic history from the rise of Islam to 1750*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985 ; Daniel Sleight, « The economy of Mauritius during the second Dutch occupation (1664-1710) » ; Jocelyn Chan Low « L'importance de l'occupation néerlandaise dans l'histoire de l'île Maurice », dans Sandra Evers et V.Y. Hookoomsingh (eds), *Globalisation and the South West Indian Ocean*, 2000, Mauritius, Réduit, University of Mauritius and International Institute for Asian Studies, 2000, pp. 51-57 et pp. 57-67.



ス島の領有を決断し、「フランス島 *isle de France*」と命名した。植民地化は当初、東インド会社の管理下で行われ、困難な状況にあったが、徐々に軌道に乗っていく<sup>2</sup>。島の北西に設けられた港がポール＝ルイ *Port-Louis*、すなわちこの島の中心都市、フランスのインド洋艦隊の基地になる。

七年戦争（1756～1763年）の間、フランス海軍はイギリスに対して敗北を重ね、東インド会社は弱体化した。フランスはこの戦争で植民地の大部分を失うことになるが、逆説的なことに、フランス王国の指導者たちが植民地問題の重要性を意識し始めるのは、ちょうどその頃である<sup>3</sup>。

国王政府は1766年、フランス島の直接統治を再開した。当時、この島の住民はおよそ2万人を数えたが、そのうちの1万5,000人は奴隷であった。1766年から1789年にかけて、インド洋の覇権を巡るイギリスとの対抗関係の中で、フランス島の戦略的役割は強化される。ポール＝ルイは重要な軍港・商港となり、1789年の人口は約2万5,000人になった。

フランス革命後、ナポレオン戦争を経て、フランス島は1810年にイギリス人によって占領され、彼らがこの島の名称をモーリシャスに戻したのだった。同島の植民地時代は1968年、モーリシャス共和国の独立によって終わることになる<sup>4</sup>。

本稿は、1767年から1789年までの国王統治期に関するものである。モーリシャスおよびフランス本国の古文書館には、この時期の文書が豊富に残されている。上述の時期はまた、18世紀フランスの経済発展の絶頂期にあたっていて、この発展はとりわけ植民地貿易と奴隷貿易に支えられていた。ポール＝ルイは当時、ポンディシェリおよびインド・フランス商館との直接の関係があり、アジアとの大規模取引において極めて重要な役割を果たしていた。さらに、啓蒙思想という知的な運動およびアンシアン・レジームに対する批判の

拡大において重要な時期でもある。1788年に出版されたベルナルダン・ドゥ・サン＝ピエール *Bernardin de Saint-Pierre* [1737～1814年] の小説『ポールとヴィルジニー *Paul et Virginie*』の舞台はフランス島に設定されていて、啓蒙思想と植民地問題との遭遇を物語っている。

まさにこのような時宜を得た状況の中で、ポール＝ルイは本当の意味での都市となり、誰もが得をしたわけではなかったものの、真の繁栄を享受したのだった<sup>5</sup>。ポール＝ルイの社会は少数の白人富裕者、すなわち入植者、大貿易商人 *négociant*、軍人、そして上級行政官によって牛耳られていた。中産階級も存在していたが、その数はヨーロッパに比べれば恐らく限定されていて、その中には白人の下級役人、白人あるいは解放された黒人の小売り商人と各種の職人が含まれていた。ゆきずりの兵士と船員、運に恵まれなかった入植者、海外で一旗揚げようともくろむ者たちといった、多かれ少なかれ出身社会層から落伍したプロレタリアートの住民もいたであろう。「マラバル *malabar*」あるいは「ラスカル *lascar*」と呼ばれた、自由身分のインド人熟練労働者たちが多く港の作業場で雇われていて、彼らの存在が広く知られたポール＝ルイの特徴を形作っていた。奴隷はといえば、彼らはアフリカ全域とインドの沿岸地域からやってきていた<sup>6</sup>。

急速に拡大する植民都市であり、軍港そして商港でもあるポール＝ルイには、治安維持に関する困難が集中していた。都市計画が脆弱なこの都市で、様々な地域から来た、社会的に分断された住民がいるこの港で、どのようにして治安を確保するのか。また、どのようにして植民地の治安を維持し、奴隷を抑えるのか。本稿の目的は、ポール＝ルイの警察が人的手段と特有の技術を用いてどのようにして上述のような大きな仕事に立ち向かったかを説明することである。このモーリシャス

<sup>2</sup> Huguette Ly-Tio-Fane Pineo, *Île de France, 1715-1746*, Moka, Mahatma Gandhi Institute, 1993 ; Marcelle Lagesse, *L'île de France avant La Bourdonnais (1721-1735)*, Port-Louis, Imprimerie commerciale, 1972.

<sup>3</sup> Bernard Gainot, *L'empire colonial français, de Richelieu à Napoléon*, Paris, Colin, 2015.

<sup>4</sup> Auguste Toussaint, *Histoire de l'île Maurice*, Paris, Presses universitaires de France, collection Que sais-je ?, 1971.

<sup>5</sup> Auguste Toussaint, *Port-Louis, deux siècles d'histoire, 1735-1935*, Port-Louis, Typographie moderne, 1936, réédité Vizavi, 2014.

<sup>6</sup> Richard B. Allen, *Slaves, freedmen and indentured labourers in colonial Mauritius*, Cambridge, Cambridge University Press, 1999 ; Karl Noël, *L'esclavage à l'île de France (Ile Maurice) de 1715 à 1810*, Paris, Editions Two Cities, 1991.

の事例をより一般的な研究動向の問題意識の中に置き直し、ヨーロッパの警察モデルを植民地の状況が引き起こす要請にどのように適応させたかという中心的な問いについて検討するのをもまた、本稿の狙いである。

## 1. 接続された歴史 *histoire connectée* と警察の歴史

グローバル・ヒストリー *histoire globale* は今日、歴史研究の前面に出ている。ヨーロッパ支配の拡大を中心に据えた世界史 *histoire mondiale* が長い間続いた後に生じた、理にかなった揺れ戻しである。インド洋はアフリカ、アラブ、インド、ヨーロッパ、さらにアジアといった世界を統合しており、この点で歴史家たちの関心をますます集めている。インドネシアに関するロマン・ベルトランの研究<sup>7</sup>と同様に、サンジェイ・スブラマニヤムのインド世界に関する研究<sup>8</sup>もまた、東洋と西洋の史料と概念を「対等に *à parts égales*」突き合わせる刷新された歴史学のとるべき方向性を示した。上述の歴史家やその他の多くの歴史家たちにとって、ヨーロッパによる「他者」の発見という古典的な物語から抜け出て、対等に扱われた二つの世界の「遭遇」を探求することを提案するのが、重要なのである。

18世紀におけるポール＝ルイの警察署 *bureau de police* に関する本研究で私が企図しているのは、もっとずっと控えめなものである。フランス島の治安維持を担っていた警察当局者たちの日常的な活動のやり方を観察し、当時のフランス島とフランス本国の警察の慣行の類似点と相違点について検討することが課題である。したがって、このような研究対象を扱うことによって、ヨーロッパ的な世界観がどのように植民地的世界に移植されたかを検討する。

ヨーロッパから中心をずらしたグローバル・ヒストリーに視座を置くことはできないが、ポー

ル＝ルイの警察を通じて、大陸間で接続された歴史に関する問題が浮かび上がる。したがって、ポール＝ルイの警察は、刷新された帝国史<sup>9</sup>によりいっそう関係している。なぜなら、帝国史はいまや書き換えられていて、もはや世界におけるヨーロッパ・モデルの受動的な受け入れの歴史ではなく、植民地・本国間の複雑な循環 *circulation* (異なる文化間の互酬的交換 *cross-fertilization*) の効果と同様に、現地への適用、現実即した実験と調整も視野に入れるようになったからである。上述の問題提起は、18世紀インド亜大陸における英仏の植民地建設者間の敵対の歴史研究を刷新し、活性化させている。というのは、植民地建設者間の敵対そのものが藩王およびインド社会との複雑な関係の中に錯綜した形で入り込んでいることが分かったからである。歴史家たちは、二つの世界において遭遇から跳ね返ってきたもの、すなわち、経済面・文化面で相互にもたらされたもの、あるいは逆に異なるアイデンティティの明確化を強調する。最後に、ポール＝ルイの警察の問題は、奴隷制と混血、そして今日見られるモーリシャスの多文化社会においてしばしば話題にされるクレオールアイデンティティ形成とを含む歴史へと繋がっていく<sup>10</sup>。

豊富な史料に恵まれたこの領域において、18世紀のポール＝ルイの警察に関する研究は、植民地とヨーロッパの警察の循環の歴史学という、現在、発展中の研究領域にも関わっている。19～20世紀のブリテン帝国の警察に関する研究はすでに数多くあるが、フランス語圏植民地の警察の歴史はより最近になって開始されたばかりで、しかも近現代が中心である<sup>11</sup>。初期近代のフランス帝国の領土においては、植民地の治安維持の歴史が、いく

<sup>7</sup> Romain Bertrand, *L'Histoire à parts égales. Récits d'une rencontre Orient-Occident (XVI<sup>e</sup>–XVII<sup>e</sup> siècles)*, Paris, Le Seuil, 2011.

<sup>8</sup> Sanjay Subrahmanyam, *The Portuguese Empire in Asia, 1500-1700: A Political and Economic History*, London and New York: Longman, 1993; 2nd edn. Wiley-Blackwell, 2012.

<sup>9</sup> Kathleen Wilson (ed.), *A new Imperial History : Culture, Identity and Modernity in Britain and the Empire, 1660-1840*, Cambridge, Cambridge University Press, 2004.

<sup>10</sup> Megan Vaughan, *Creating the Creole Island, Slavery in Eighteenth-Century Mauritius*, Duke University Press, 2005. Rosabelle Boswell, *Le malaise créole. Ethnic Identity in Mauritius*. New York-Oxford, Berghahn Books, 2006.

<sup>11</sup> Emmanuel Blanchard, Marieke Bloembergen, Amandine Mauro (eds.), *Policing in Colonial Empires, Cases, Connections, Boundaries (ca. 1850-1970)*, Brussels Peter Lang, 2017.

つかの例外を別にすれば<sup>12</sup>、本当の意味でのポリス（都市における秩序の維持）をテーマとするアプローチに先んじていた。アンティル諸島〔西インド諸島の中の列島。サント＝ドミンゴ島など〕の歴史研究においても同様に、植民地支配の補助者としての役割に限定された警察が、〔逃亡した〕奴隷追跡のパトロールあるいは奴隷反乱の鎮圧の研究によって論じられた<sup>13</sup>。

しかしながら、これらの研究は、植民地支配の機能の仕方を理解するためには必要ではあるものの、その働きが様々な現場で生み出した多様な形態を論じ尽くしてはいないし、とりわけ、これらの研究では植民地の暴力のただ中における警察機構の立ち位置を検討することができない。なぜなら、植民地で活用された治安維持の実践は、武力行使以外では、植民地建設者たちの慣行と彼らの治安に関する着想から来ているからである。

海の向こうで起きたことを理解するためには、ヨーロッパの警察当局者の精神世界を理解しておくこともまた必要である。この20年来、ヨーロッパの警察に関する歴史研究は発展し、あまりに画一的ないくつかの概念を解体した。例えば、ヴァンサン・ミヨの最近の包括的研究は、啓蒙期のパリの警察を論じていて、専制的な国王の警察というイメージの息の根を止め、秩序が、国王とパリの人々の間での妥協の産物であり、専門職業化した警察がこれを保証するという微妙に異なる見方を提示した<sup>14</sup>。ヨーロッパの諸都市において都市が警察を担うという特徴が強く保持されていたこと、首都の警察当局者間の勢力均衡状態に国王権力が何度か介入しようとしてどちらかといえば失敗に終わったことを強調した研究もある<sup>15</sup>。最後に、以上のような警察に関する研究史は、18～19世紀のヨーロッパにおいて警察を複数の権力が担

う体制が持続したことと同様に、警察に関する思想、知識、そして技術が活発に交換されたことを明らかにした<sup>16</sup>。

フランス統治期のポール＝ルイの警察に関する研究にとって、このような最近の研究史が必要不可欠であることは明白である。なぜなら、それらの先行研究は、現地での警察の編成システム、実施すべき改革について警察当局者たちが表明した考え、使用された技術、そして職務の変遷に対して特別な関心を生み出したからである。したがって、植民地の警察を研究する歴史家は今日、アンシアン・レジーム期におけるヨーロッパの警察について解明された一連の業績を利用することができるのである。

最後に、1767～1789年はアンシアン・レジームの警察の歴史にとって特筆すべき「時期」にあたる。往復書簡、報告書、著書において、啓蒙期のこの時期ほど警察について論じられたことはかつてなかった。ロンドンからヨーロッパのすべての首都と中規模都市を経て、ナポリあるいはサンクト＝ペテルブルクまで、警察に関する議論は盛んであった。ただ、その結果は極めて多種多様で、〔上述のような治安改革の議論を知らながらも変化を望まないという意味で〕意識的な保守主義から〔改革を受け入れながらも小規模な改革に留めるという意味で〕穏健な改良主義まで、さらにはパリを頂点として流行している警察モデルを十分に考えもせずに模倣したり、あるいは憤慨して拒絶したりすることさえあった<sup>17</sup>。1770～1780年の10年間に加速したこの警察に関する思想と実践の循環はもちろん、ヨーロッパに限定されない<sup>18</sup>。警察および警察当局者自身に関する議論もまた、

<sup>12</sup> Bernard Gainot, « Considérations sur la police aux colonies », Gaël Rideau et Pierre Serna (dir.), *Ordonner et partager la ville, XVII<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècles*, Rennes, PUR, 2011, pp. 195–210.

<sup>13</sup> Vincent Denis et Catherine Denys (dir.), *Polices d'Empires, XVIII<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècles*, Rennes, PUR, 2012.

<sup>14</sup> Vincent Milliot, « L'admirable police », *Tenir Paris au siècle des Lumières*, Seyssel, Champ Vallon, 2016.

<sup>15</sup> Catherine Denys, *La police de Bruxelles entre réformes et révolutions (1748-1814). Police urbaine et modernité*, Turhout, Brepols, *Studies in European Urban History* 29, 2013.

<sup>16</sup> Jean-Marc Berlière, Catherine Denys, Dominique Kalifa et Vincent Milliot (dir.), *Métiers de police. Être policier en Europe, XVIII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, Rennes, PUR, 2008 ; Marin Brigitte, « La réforme de police en Espagne (1768-1769) : nouveaux agents et nouvelles territorialités. L'institution des 'alcaldes de barrio' », Flavio Borda d'Agua (dir.), *Police et ordre public. Vers une ville des Lumières*, la ligne d'ombre, Condeixa-a-Nova, 2011, pp. 13-34.

<sup>17</sup> Vincent Milliot (dir.), *Les Mémoires policiers, 1750-1850, Écritures et pratiques policières du Siècle des Lumières au Second Empire*, Rennes, PUR, 2006.

<sup>18</sup> Catherine Denys (dir.), *Circulations policières, 1750-1914*, Villeneuve d'Ascq, Presses universitaires du Septentrion, 2012.

植民地空間を循環する。したがって、フランス島を国王が統治した時期は、警察に関してこのように議論が湧き上がる状況に対して例外的な観察地点を提供する。そして、この観察ポイントは、研究史上はほとんど手つかずながらも例外的に豊かな史料を残している一領域にあるのである。

## 2. 植民地という状況において残される警察関連文書

モーリシャスの歴史家オーギュスト・トゥッサンは、モーリシャス国立古文書館 Archives nationales de Maurice; National Archives of Mauritius に保存されているフランス統治期の行政文書の豊かさに注意を促した最初の人物であった。彼の史料目録では 28 冊の記録簿が調査されていて、それらは 1767 年から 1810 年までのモーリシャス島の警察の活動に直接関わるものである<sup>19</sup>。その中には『警察署で起きたすべての事柄に関する日誌 *journal de tout ce qui se passe au bureau de police*』と題された 5 冊の記録簿があり、全体を合わせると 972 丁 folio [一葉の裏表に同じページ数が記される] を数える<sup>20</sup>。

私がこの数字を示すのは、このような史料の多さがアンシアン・レジーム期の警察においては極めて稀だからである。歴史家は、フランスの大多数の都市で、裁判文書あるいは行政文書のただ中から警察当局の仕事の間接的な痕跡を「狩り出す」必要がある。たいていの場合、警察は以下のような時にしか、沈黙している古文書の中から姿を見せることはない。すなわち、警察の運営あるいは裁判権に関して現地の当局間で紛争が発生した時。または改革者たちが改善を提案するため現行の警察を批判した時。最後に、重大な危機により秩序が再構築された時である。

アンシアン・レジーム期の警察関連史料が少ない中で、明らかにパリは例外となっている。フランスの首都では治安総代理官(警視総監) lieutenant général de police の諸部局と警視 commissaire たちの調査によって多くの文書が作成され、1871 年の

パリ市役所の火災にもかかわらず、まだ多くの文書が残っている。ポール＝ルイでは、人口 2 万 5,000 人を越えない都市に関して専ら日々の警察の活動を書き写すことに充てられた五つの記録簿が存在する。このこと自体、二つの事実の重要な状況証拠である。つまり、一方では植民地の行政が治安維持に注いだ関心、他方では官僚制が進んだパリの警察の慣行が与えた直接的な影響である。

トゥッサンの史料目録を見るとそう思ってしまいかねないのだが、実は上述の五つの記録簿はすべて同じ性格のものというわけではない。しかも、実際には、今日では残念なことに失われてしまったポール＝ルイの警察署の文書の、ごく一部でしかない。これらの記録簿は近いけれども異なる二つのカテゴリーに属している。ひとつは警察の「日誌」、すなわち警察署で起きることすべてを映し出しており<sup>21</sup>、もうひとつは「策を弄する盗み filouterie、詐欺 escroquerie、その他の犯罪に関する届け出」の記録簿である<sup>22</sup>。

この 2 種類の記録簿が書かれた目的は、同じではない。「日誌」の記録簿は、警察が行う事すべてに関する記憶を警察自身のために保存するのが目的である。つまり、警察署内部で使用する、記録する作業のための道具である。一方、届け出の記録簿は、私人のために証拠を保存するのに用いられる。訴訟を起こすため、あるいは後でもめ事を避けるために、当事者にとって証拠が必要になるかもしれないからである。原則として、日誌一記録簿は、短いものであっても、すべての事件の記事を記載することになっていて、そこには届け出記録簿にはより詳細に記述された事件も含まれている。

とはいえ、上記の二つの記録簿が警部たちの認識の中で常にしっかりと区別されていたかという、それは疑わしい。転写の際の割り振りの間違いは、十分にあり得ることである。例えば、警部 inspecteur ドゥセンヌは 1780 年 1 月 17 日の届け出記録簿に、2 人の奴隷の間の詐欺に関する告発は「日誌一記録簿 18 番目の丁の表裏に間違っ記載されたが、その代わりにこの記録簿に記載され

<sup>19</sup> Auguste Toussaint, *L'administration française de l'île Maurice et ses archives (1721-1810)*, Port-Louis, Imprimerie commerciale, 1965.

<sup>20</sup> Archives Nationales de Maurice (以後、ANM と略記), archives anciennes, cotes OA91, Z2B/2, Z2B/3, OA58, Z2B/5.

<sup>21</sup> ANM, archives anciennes, Z2B/2, OA 91, OA58.

<sup>22</sup> ANM, archives anciennes, Z2B/3, Z2B/5.

るべきだったのだ」と書いている<sup>23</sup>。

さらに、日誌－記録簿が警察の日々の実践にアプローチするのにことさら良い史料だとしても、それが警察の仕事の範囲を完璧には再現していない－警部たちにすべてを書き留める時間がなかったためにせよ、彼らがすべてを書き留めることを望まなかったためにせよ－ことは明らかである。したがって、違反 *contravention* は、違反者が度重なる口頭での注意に従うことを拒否した時にしか、記載されない。どれだけの事件が口頭で、記録の痕跡がないまま解決されたのか、誰にも分からないのである。

以上の留保事項にもかかわらず、ポール＝ルイの記録簿は、[フランス島という]この狭い領域に広がった官僚制への強い意図を明らかにする。上記の五つの記録簿は、古文書館に存在するという時点ですでに、警察が行う事の痕跡を残そうとする意図、この当時、パリ以外では異例の意図を示している。さらに、これらの記録簿は、1780年代によりいっそう発達し、非常に増加した文書の世界を垣間見せる。

その他の警察関係の記録簿は、以下のように記載されている。「警察に悪名が知れている者たち」の記録簿1冊。これは、将来、機会を見て咎めべき振る舞いのせいで警察が目をつけた人物全員に関する記録簿である。博打打ち、酔っぱらい、喧嘩っばやい者、詐欺師の男たち、酔っぱらいの女、淫売 *perdue de vice* が記載されている。もう一度処罰しても矯正できないと思われる場合、警察は躊躇なく彼らを「植民地には全く役立たない」として島の行政の長たちに告発した。フランスへと向かう最初の船に彼らを乗せるよう提案するためであった。警察署が受け取った命令および書状の記録簿も1冊あって、1779年から1787年までの期間について残されている<sup>24</sup>。これは恐らく、今では消失している同じ種類の別の記録簿の続きであろう。

恐らくポール＝ルイの警察署創設時に作成された始めた上述の記録簿に、時を経るにつれて新たな文書が加わっていく。これらの文書で、警察の職務の官僚制が進展していると、分かるのである。

こうして、1781年1月、国王判事 *juge royal* イニャス・ブリュネルは行政機関と警察署との間の伝令を任されていた黒人たちの業務の改善を望んだ。このため、彼は、『書状配達人を務める黒人の名前、その書状の名宛人の名前、彼らの出発日と帰還日を欄外に書き込んだ総督府 *gouvernement* の書状帳簿』を作成するよう命じた<sup>25</sup>。同判事はさらに、「書類の紛失、およびそのことによる活動の停止という不都合を防止するために、地元紙上に見られる、警察に関係するあらゆる意見を今後、記録する」よう命じた<sup>26</sup>。1784年1月1日付の重要な警察署規則 *règlement du bureau* もまた、『没収あるいは押収された財産の保管記録簿』1部、『巡査と警察署お抱え黒人 *noirs de police* の伝達事項と送付物、彼らの委任、命令、解雇のための当座帳 *main courante pour les messages, expédition et commission, ordre ou congés de gardes et noirs de police*』1部、さらに、『軍人の宿泊 *logement des gens de guerre* に関する記録簿』1部の存在を明らかにする<sup>27</sup>。これらの記録簿はすでに使用されていたと思われる。恐らくその他の記録簿も含んでいた記録簿リストの最後の方しか取り上げられていないと考えると、そしてすでに同定されたいくつもの記録簿を考慮に入れるならば、「記録に対する熱狂症状 *registromanie*」が植民地の警察関係者に襲いかかっていたと推測することができる。当時、総督 *gouverneur* スイヤック子爵と監察官 *intendant* シュヴローは恐らく、この記録簿の増加とは無関係ではない。彼らが発した、通りの衛生と清掃に関する重要な命令 *ordonnance*（1784年7月16日付）によって用途に応じた記録簿が作成され、手続を経ない罰金徴収を容易にした。さらに、警部たちはそれぞれ、この同じ1784年の命令が定めるところによって、『彼らに対する特別な命令を記録するための、また都市の警察に関する所見を書き留めるための携帯用手帳』を身につけるようになった。したがって、自分の仕事を説明しなければならぬという義務は、警部たちが現場にいる、つまり警察署の外にいる時でさえ、彼らについて回るの

<sup>25</sup> ANM, archives anciennes, OA85, f°18.

<sup>26</sup> ANM, archives anciennes, OA85, f°19.

<sup>27</sup> ANM, archives anciennes, OA85, f°41-42. この規則は当該記録簿の39～40丁から始まるようだが、欠落している。

<sup>23</sup> ANM, archives anciennes, Z2B/3, f°2v.

<sup>24</sup> ANM, archives anciennes, OA85.

である。

記録事項が互いに対応する記録簿の増加は、警察業務における官僚制の進展を示している。だが、それだけには留まらない。日誌—記録簿は、番号をつけられた文書箱とテーマ別に整理された文書束にも言及している。例えば、2番の文書箱の中には調書の束が、4番の文書箱の中には「道、通り等」と題された束が見て取れる。これらの脈絡のない手がかりから、警察署の文書分類のシステムを完全に再構成するのは困難である。だが、以上で述べたことから、1枚1枚の書類は、記録簿に書き写された後で、文書束に仕分けられ、その束自体が文書箱の中に整理されたと考えられる。

この分類と記録のシステムは、実際、単純だが骨の折れるものであり、警察と司法にとって効果的な警察の記憶を作り上げようとしていたことを指し示している。ポール＝ルイにおいては、このお役所仕事のルーティンは国王判事イニャス・ブリュネルによって推進された。彼はフランス島の司法と警察において重要な役割を果たした人物だった。1779年から1780年にかけて、ブリュネル判事は、違警事件 *affaire de police* で採るべき手続について、ジャン＝アントワーヌ・デローという上級評定院 *Conseil supérieur* 付き国王検事 *procureur du roi* と衝突する。判事はドゥセンヌ警部が作成した調書に基づいて重い罰金を宣告したが、問題とされたのは違警事件において踏むべき手続であった。デロー検事は、警部が事実認定においていくつかの規則に従っていなかったことに立腹し、判事に警部を叱責させることに成功した<sup>28</sup>。この紛争から違反の調書の書き方と調書の登録における異例の形式主義が生まれる。ポール＝ルイの警部たちに非常に厳格な形式主義を押しつけることによって、デローの影響は、18世紀のパリの警察の発展に関してヴァンサン・ミヨが指摘するもの、すなわち、手続の遵守に対する注意の拡大、そして警察の裁量の範囲を狭めるように徐々に管理されていく行政上の形式主義へと繋がっていく。

このようなわけで、ポール＝ルイの警察署は、植民地の司法官と行政官の注意深いまなざしの下で、文書を積み重ねていく。その文書は文書箱、文書束、記録簿に保管され、それぞれが互いに連結し、多くの署名によって写し直され、照合され、その真正を確認された。事務仕事のルーティンがこのレベルにあること—極めて短期間にこのレベルに達するのだが—は、植民地という状況の特異性を示している。

この官僚制に基づく仕組みの着想は確実に、パリの治安総代理官（警視総監）官房の諸部局にその多くを負っている。現時点では両者の繋がりを示す痕跡が全くないとしても、である。実際、パリを除くと、警察関係文書がこのように組織化されている都市は、ヨーロッパにはない。確かに、文書束と記録簿はヨーロッパのあらゆる都市の警察に共通している。しかし、これは、たいていの場合、互いに連結しているいくつかの文書に限られる。文書と記録簿の間の、そして記録簿同士の対応関係の構築は、ポール＝ルイにおける警察関係の文書作成の高度化を示している。国王の統治期全体について日誌—記録簿が維持されていたこともまた、官僚制によるルーティンが特異なレベルに達していたことを露わにする。文書作成と官僚制による組織に関して、ポール＝ルイは、パリをその模範とする、警察の近代化の最先端に位置した。パリの警察の官僚制が限定的に移転されたのは、フランス島という植民地の特殊な状況によって説明される。

最後に、警察権限に関する直接のライバルがない点に加え、国王行政官たちの注意深い監督を必要とした点が、植民地の特殊性を強めることになった。というのも、ポール＝ルイには市政体がなかったからである。確かに、フランスとヨーロッパの諸都市においては、警察の官僚制による近代化への意思は、試練を経た伝統的な慣習を維持することに気を配る都市の諸権力によって、しばしば邪魔された。したがって、パリの影響力はこの植民地の警察の組織と機能の仕方において最も重要ではあったが、記録されたものを離れ、職務中の警察職員を観察する時、それは非常に識別しにくくなるのである。

<sup>28</sup> ANM, archives anciennes, OA85, f°12-16. 当該事件は他の史料にも出てくる。

### 3. フランス島の警察の職員と編成

ポール＝ルイに設けられた警察署は、統括行政官 *administrateur général*、上級評定院、そして国王裁判所 *Juridiction royale* という三重の権力構造の下で、フランス島全域を管轄した。国王によって任命される総督 *gouverneur général* と統括監察官 *intendant général* が行政全体の上級の指導者である。彼らは公共の安全に関する重要な事柄すべてを決定し、諸規則・命令を公布し、島に駐留する部隊(海軍を含む)に命令し、入植者の民兵 *milice* を召集することなどができた。彼らはまた、上級評定院を主宰し全島民の投獄あるいは追放を命ずることができた。彼らの治安維持問題への関与の仕方は、その職に就いた者によって大きく異なった。しかし、1770年代と1780年代の統括行政官は、とりわけ道路管理、市場、あるいは酒場の監督に関する重要な命令を発布する<sup>29</sup>ことによって、ポール＝ルイを変えることに腐心した

島の裁判権力は、1766年、国王によって再設置された上級評定院によって代表される。この評定院は当時、あらゆる事件を裁いていたが、1771年、国王は、民事事件、刑事事件、および違警罪を担当する初審裁判所を評定院に付け加え、これを1名の国王判事 *juge royal* に委ねることによって、上級評定院の管轄を変更した。こうして、上級評定院は控訴審に限定された。以後、国王判事は島の警察の紛れもない長となり、警察署を直接、監督した。フランス島では、フランス領の他の多くの場所と同様に、警察権限と司法権限は同一人物の中に混在したままであった。まさにこれこそ、パリの状況との決定的な相違点である。パリでは1667年以降、治安総代理官はシャトレ裁判所 *Châtelet* の同僚の裁判官たちとは区別されるようになる。パリとの違いは当然、植民地の規模の小ささと法曹の不足によって説明される。もっとも、警察権限と司法権限の混同は、当時のヨーロッパではごくありふれたことであった。国王判事は警察の職員を指揮し、諸規則を発布し、原則として

週に1回開かれる違警罪の審理 *audience de police* の際、違反を裁いた。

この国王判事の命令下で、ポール＝ルイの警察署は3名の警部 *inspecteur* によって運営された。パリの警視 *commissaire*、警部とは異なり、彼らは官職の保有者ではなく、統括監察官によって任命され、かつ解任された。ブリュネル判事ともめた際、デロー検事はこの点を強調する。つまり、司法官としての彼の目からすれば、官職保有者ではないということは、警部たちに対する尊敬の念を大いに削ぐ、というのである。「貴殿は、フランス島の警部職をパリのシャトレ裁判所の警視職と同等に扱うべきではありません。後者は、いってみれば、裁判官の任務 *ministère* に加わっているわけです。司法の観点から見れば、彼らは、裁判所が警部には付与しなかった特性を持っているのです」。

ポール＝ルイの3名の警部たちは、きちんと給与を支払われていた。彼らは各自、年に2,000リーヴルを受け取っていたのである。彼らはかなり長くこの職に留まったように見える。例えば、ピエール＝アンリ・ソセは1780年8月2日に任命され、1789年、辞職する時まで警部職に留まった<sup>30</sup>。非常に熱意のあるこの警部は警察署の再編を提案し、その結果、1784年12月28日に主席警部および署長に任命された。この再編は、ちょうど同じ時期にヨーロッパの警察に浸透した改善の気運の中で取り組まれたものであり、警察当局者の職務を厳密に定義することを目指していた。もっとも、警部の職務はアンシアン・レジーム期のあらゆる警察当局者のそれと変わらなかった。つまり、警察規則 *règlements de police* への違反を暴くべく警邏し、告発を受理し、重罪 *crime* と軽罪 *délit* を捜査するのである。

国王判事と警部たちには命令を執行する職員がいた。巡査 *garde de police* と「警察署お抱え黒人 *noirs du bureau*」である。巡査は6名だが、彼らがこの職を離れるのは極めて早く、彼らの任命と離

<sup>29</sup> 一般には「ドゥラルウ法典(*code Delaleu*)」と呼ばれたこれらの命令については以下を参照。Jean-Baptiste-Etienne Delaleu, *Code des îles de France et de Bourbon*, 2<sup>e</sup> édition, Port-Louis, Mallac, 1826.

<sup>30</sup> ピエール＝アンリ・ソセの経歴に関しては、以下を参照。Louis-José Paul, *Deux siècles d'histoire de la police à l'île Maurice, 1768-1968*, Paris, L'Harmattan, 1997, p. 195.

職を把握するのが困難なほどである。実際、多くの巡査が辞職するか素行の悪さで免職された。ヨーロッパと同様に、元兵士が巡査の多数を占めた。原則として、統括監察官が巡査候補者の品行と能力を調査することになっていたが、実際には、彼が見つけた人物で満足しなければならなかった。というのも、給与は少ないのに、仕事は多かったからである。職務怠慢、飲酒癖、あるいは越権行為で巡査たちに科せられた刑の多さは、上述のような難しさを証明している。例えば、1785年4月24日、国王判事は巡査ロワサールを、「彼が管理を任されていた放下車に割り当てられた、住民共同体の鎖に繋がれた黒人 *les noirs de chaîne de commune* (道路の保全など共同作業に使役された奴隷か) を許可なく、自分のために転用」したために、そして彼の同僚ヴォリオを「度重なる職務怠慢のために」投獄させた<sup>31</sup>。

このような組織面での脆弱さにもかかわらず、国王権力の代表者たちは、18世紀のヨーロッパにおける警察職員の改善へと向かう全般的な傾向に従って、巡査の職務を規定するよう努めた。1784年1月、警察署は再編される。「巡査隊長 *brigadier des gardes de police*」という新たな職が創設され、この職は巡査のうちの1人に同僚に対する権限を与えた。また、長文の規則が巡査の「義務」を定めた。巡査の1日の仕事は朝5時に始まり、市場の統制に専心し、警部の命令を受けるために警察署で待機する必要がある。巡査は同様に、酒場、安息日の尊重 *police du dimanche*、通りの美化と清掃に関する命令の遵守を監視するために都市内を巡回しなければならない。さらに、彼らは、騒ぎ、火事、その他の混乱が発生した場合、直ちに警部たちに通報しなければならない。彼らの職務は、フランスの地方の諸都市における警吏 *sergent de ville* およびその他の都市で治安維持に従事する者の職務と、まったくもって似通っている。市場での取引の規制と道路管理が強調されていることは、警察の古典的な業務を思い起こさせる。植民地的な状況は奴隷の監視を通してしか現れない。奴隷たちは市場に売り買いに来るのだが、主人の書面による許可がなくては、そうすることはできなかったのである。

ポール＝ルイの警部と巡査がこの島の警察の植民地的特徴をほとんど想起させないにしても、警察署に配属された「派遣の黒人 *noirs de détachement*」あるいは「警察署お抱え黒人」と呼ばれた黒人たちについては、明らかに事情は異なる。もちろん、奴隷の境遇から解放された、あるいは生まれながら自由な「黒人」——実は当時の史料においては、すべての非白人が黒人と呼ばれていた——が問題とされているのであって、奴隷の黒人が対象ではないことを、はっきりさせておこう。

彼らは二つのカテゴリーに分けられる。彼らの中の10名ほどは伝令役を務めた。15名ほどは専ら警察の業務をした。彼らの役割は基本的に助手である。彼らは市内でも市外でも警部と巡査の警邏に同行し、同じ労働時間に服した。彼らはまた、時に、警部に尋問される奴隷、少し前に捕縛され連れてこられてフランス語を話せない奴隷の通訳を務めることもあった。彼らの月給は18リーヴルで、それに十分な量の米と簡素な衣服が支給された。おまけに、主席警部が、市場で没収された傷みやすい食べ物を、計画的に彼らに委ねた。不服従、飲酒癖あるいは正当な理由のない欠勤の場合、「派遣の黒人」は数日間の投獄か鞭打ち *chibouk* で罰せられた。警察の記録簿はこの種の処罰であふれている。例えば、ソセ警部が1786年9月10日に次のように書いている。「私は、度重なる欠勤のため、警察署お抱え黒人のジャン・トワネットを投獄させた。この黒人は救いようのない者であり、彼を鞭打ちに処すことになるだろう<sup>32</sup>。」

警部、巡査、警察署お抱え黒人だけが同植民地の治安維持に従事する職員ではない。国王の軍隊と現地の民兵 *milice locale* がポール＝ルイと島内の様々な場所でパトロールを行い、衛兵詰め所に配置されていた。「脱走した奴隷 *marron*」は「派遣の黒人」のパトロールによって追跡された。これは時にマレショーセ(騎馬警察隊 *maréchaussée*)とも呼ばれたが、その警察署との関係については

<sup>32</sup> ANM, archives anciennes, OA58, f°4, f°210, 10 septembre 1786, article 2.

<sup>31</sup> ANM, archives anciennes, OA58, f°4.

解明の余地を残したままである。海軍もまた、海の男たちの懲罰について彼ら独自の方法を持っていた。監察官はさらに、状況に応じて、例えば、1782年、国王林の違法伐採に終止符を打つためにそうしたように、特別の監視人を設けることができた。都市から離れた場所で生活していたインド人労働者の共同体は1人の長によって代表され、共同体内部の統制は彼に委ねられた。この統制に関しては全く情報がないが、それは恐らく警察の諸記録簿においてインド人が少ししか現れないことを説明する。例えば、1785年3月、ドニ・ピチャなる人物は、インド人労働者とフランス当局との間に立つ仲介者としての役割を感謝されて、「マラバルの長」に任命されている。最終的に、多くの奴隷を所有する入植者たちは、その賤けを「奴隷監督 *commandeur*」あるいは「下男 *pion*」に委ねる。1780年代、港で働く国王奴隷の奴隷監督頭はサンバという名で、警察と定期的に連絡を取る重要な人物であった。

ポール＝ルイの警察署の正確な役割を位置づけ直すとするれば、当然、この広い枠組みの中に於いてである。現時点で知る限りでは、治安維持を担う様々な職員の間に見られるように見える良好な協働—この協働は行政官の数の少なさと現地での距離の近さによって容易になる—を証明することだけが可能である。ただ一つの事例だけがこのことについておおよその見当をつけさせてくれるだろう。1786年12月14日から15日にかけて島に大被害を与えた暴風雨が通過した時、警察当局者は警戒態勢にあった。「総督殿 *le général* は2倍の数の巡査で都市の安全に備えていたし（中略）120名の国王所有の黒人は、軍人のパトロール同様に出勤する準備が整っていた」一方で、「警察署は一晩中、特別に補強されていて、（警部1名がそこに留まった<sup>33</sup>。」

要するに、ポール＝ルイの警察組織は、当時、フランス本国に存在したいくつかの警察の形態と照らし合わせてみると、むしろ独特だということが判明した。

第一の独自性、そして恐らく最も驚くべき点は、いかなる都市警察権力も存在しないことである。

大革命に至るまで、フランス島には市政体が無かったからである。ポール＝ルイのような小都市の警察に関して、これは全く特別な状況である。というのも、フランスの至る所で、警察は、少なくとも部分的には、そしてしばしば基本的に、市役所に属していたからである。ところが、ここポール＝ルイでは、すべての職員が国王の行政官によって任命され、常時、彼らの監督下にあった。したがって、われわれは、植民地独特の国王の警察について論じることができるのである。実際、市役所が警察を担わないという形態は、ほとんどパリにしかみとめることはできない。そこでは、治安は国王によって任命される治安総代理官1名に委ねられる一方で、市役所は17世紀末以降、非常に弱体化され、もはやいくつかがごく少ない治安特権しか保持していなかったのである。

警部はパリの状況との類似点の一つである。確かに、18世紀、警部がいる都市はほとんどなかった。アンシアン・レジーム期フランスの都市の警察の構造では、序列の上では二つのレベルしかなかった。警察責任者1名が現場の職員を指揮した。警部は、警視同様、大革命とともに大多数の都市に設けられた。彼らが存在すると、事実上、三つの序列を持つ構造になる。この形態は、アンシアン・レジーム期の小都市としては全く独自のものである。

下級の職員のレベルでは、警察署お抱え黒人は植民地の特異性を示す。同じく、警察に関する様々な情報提供者、「警察のスパイ」に頼ることがなかったことも、指摘される。これは恐らく、小さな共同体においては犯罪の犯人と各人の意見を知ることが容易であることに因るのだろう。

最後に、フランス島の警察署は1人の国王判事の直接の指揮下に置かれていた。彼は同時に、民事事件、刑事事件、および違警罪に関する裁判官でもあった。司法と警察の職務の兼任は、警察がなおもしばしば司法から派生したのものとして受け取られていた時代にあつては、驚くことではない。裁判所は常に警察を権利として要求したし、しばしば警察権限を行使してもいたからである。[本来は裁判所の業務に携わる] 執達吏が警察の人員である一方で、検事あるいは裁判官が警察の長、と

<sup>33</sup> ANM, archives anciennes, OA58, f°247v.

いうことも稀ではなかった。フランスのマレシヨールは、警察権限と司法権限のこのような混同をよく例示している。18世紀末のパリにおいてさえ、治安総代理人は、警視たちと全く同じように、司法官 *magistrat* であったし、多くの都市で、初審裁判所は、都市の治安維持に関して市役所と競合関係にあった。

結局のところ、1780年、国王判事と上級評定院の国王検事の間が生じた対立は、首都を動揺させる大論争をポール＝ルイで改めて引き起こしたように見える。実際、上級評定院は、「専断的」とされる警察の迅速すぎる手続に対して合法的な手続を主張することを通じて、国王行政に対抗する裁判権の擁護者たるパリ高等法院の伝統的な役割を目立つことなく果たした。より正確には、デロー検事は、警察の手続の監視人を自ら任ずることによって、また、警部たちが自分の命令に服するという権利を要求することによって、「治安に関する包括的権限」—フランスのその他の最高諸法院はその保持に非常に執着していたのだが—の実践を取り戻したのだった。

したがって、ポール＝ルイの警察組織は様々な特徴を示しており、この特徴は、植民地という状況と都市としての規模の小ささとの間にある、時として相矛盾する制約の表れである。断片的に残る痕跡は、警察の組織化に関する改善への配慮を証明するが、同時に巡査の離職率の高さと黒人職員を賤めることの難しさによってたびたび困難が生じていたことも示している。このような制約は警察の日々の実践のなかでどのように現れるのか、という問題を次に検討しなければならない。

#### 4. ポール＝ルイの警察の日々

現時点までの研究では、ポール＝ルイの警察の多様な活動のそれぞれについて詳述することはできないし、それらを網羅的に提示することも不可能である。それでも、1780年代の日誌—記録簿の中にたいてい現れる警察の仕事の断片をいくつか提示することはできる。大雑把に言えば、警察の活動は三つのまとまりに分けられる。すなわち、窃盗と喧嘩に関する告発、市場と都市の統制、マルジノー（周縁的人々）と黒人の賤けである。

前二つに関しては、フランス島の警察の実践はヨーロッパの警察のそれと基本的な違いは全くない。ヨーロッパのすべての都市のように、警察は窃盗あるいは喧嘩に関する告発を受理し、捜査し、場合によって当事者たちを裁判所に引き渡すか、和解させる。市場の統制は同様に、消費者が豊富で正常な供給を確実に享受できるようにするため、警察による監視を集中する。最後に、警部と巡査が、通りの清掃と自由に歩くための障害物の撤去、家々の番号付け、安息日や時間外における酒場の閉店などに関する警察令 *ordonnance de police* の遵守を確認するため、都市をくまなく歩き回る。上述のような取締り活動はどれも、ヨーロッパの都市の警察の最重要課題とまさに同じものである。ところが、奴隷の統制は、もちろんヨーロッパには存在せず、植民地支配のメカニズムについて問うことを可能にする。したがって、このテーマについて検討することは、より興味深いことなのである。

ポール＝ルイの警察は植民地支配に積極的に貢献した。しかし、逆説的に、その限界を規定することにもなった。実際、奴隷が違反で捕らえられた場合、彼らの懲罰は警察の責任に帰された。これは非常に頻繁に起こることであった。奴隷の移動と行動の自由は厳密に規制されていたからであり、また、奴隷は、生まれながらの自由人や解放奴隷と異なり、罰金を支払うことができなかったからでもある。警察は奴隷の主人の要請でも介入した。毎日、警察署で当直している警部が、そのような奴隷を「彼の主人の要求に従って、また、個人的な不満のために」鞭打たせ、鎖に繋がせ、あるいは投獄させたと記録した。ミーガン・ヴォーンが説明しているように、主人にとって自分自身で奴隷を鞭打つほどまで身を落としてしまうことは不名誉なことであったようだ。大農園（プランテーション）の頂点に立つ入植者たちは、解放された黒人にこの仕事を委ねた。かくて、彼らは「奴隷監督」と呼ばれ、自分の仲間を処罰するのである。しかし、ポール＝ルイに住む白人あるいは自由身分の黒人の職人、商人、住民で、1人ないし2人しか自分用の奴隷を持たない者たちにとっても、警察に頼れば、自分自身で鞭を扱わなく

ても済むわけである。したがって、奴隷の所有者は処罰を正当化する必要さえなかったし、もちろん、裁判当局に出向く必要もなかった。自分の子どもに罰を与える権利を用いる親たちのように、警察はここでは懲罰権限を使用した。

脱走あるいは重い犯罪を除けば、窃盗やその他の軽い罪を犯したと認められた奴隷に対しても同様に、裁判の手續はなかった。警察は再び、国王判事と国王検事の同意を得て、訴訟の手續を踏まず、懲罰によって介入する。鞭打ちの数と鎖に繋がれる期間は事件の重大さによって調整され、鞭打ちは25回から40回を1度か数度に分けて加えられ、鎖に繋がれるのは数日から半年の間だった。

確かに、この「身体刑の節約 *économie des supplices*」に関しては言及すべきことが多くあるかもしれない。しかし、ここで指摘すべきは何より、奴隷の軽罪を司法ではなく警察が扱うという特殊性である。奴隷は、動産と同等に扱われ、法的に責任無能力であり、そのため、窃盗や襲撃によって訴追され得なかったのである。したがって、警察は、例えば、軍が兵士に対して同様にしたように、裁判所に持ち込むことなく、奴隷に対する懲罰権を用いることが可能であった。奴隷が裁判に付されるのは、逃亡か重大犯罪の場合だけであった。

同時に、そして逆説的に、警察はまた、奴隷の主人の支配権が行使される限界を保証していた。実際、黒人の取締り規則は法令によって、この場合は、「フランス島およびブルボン島の黒人奴隷」に関する1723年12月の開封王状 *lettres patentes* および1767年9月29日の黒人の統制に関する王令によって定められた。これらの法令の条文は主人に対して、自分の奴隷を拷問にかけたり、その手足を切断したり、殺したりすること、さらに30回以上鞭打つことを禁じている。1723年の開封王状の第19条では、もし奴隷が主人から食べ物を与えられなかったり、扶養されなかったりすれば、あるいは、彼らが主人から残忍な扱いを受けたりすれば、告発する権利を持つことが規定される。

この点について、奴隷たちは警察の役割に関して一定の知識を持っていたと考えるべきである。なぜなら、幾人かの奴隷たちはポール＝ルイの警察署に自分の主人を告発しに何度も来たからであ

る。もっとも、奴隷が警察署に主人を訴えに来るのは稀であった。というのも、奴隷たちは、植民地の裁判にほとんど期待できないことを知っていたし、確かに、逃亡する方が主人から逃れるためにはよりいっそう有効だったからである。

しかしながら、最も残忍な事例では、奴隷は警察に出向いた。それがシモンとルイーゼの事例で、彼らはドウ・ラ・ウッス殿とその内縁の妻で解放された黒人ロジーヌの奴隷であった。1785年5月9日、彼らは一緒に警察署に告発に来た。それでも、警部はうんざりして次のように書いている。「私はもちろん、打たれた箇所の細長い傷跡と深い傷によって、懲罰が普通をはるかに超えていること、ほとんど蛮行といえることに気付きました<sup>34</sup>。」ところが、彼らの検査を委ねられた医者 of 検診の後で、事実は過小に扱われた。「この外科医は、黒人の男は手ひどく懲らしめられたものの、黒人女の方は許可されているやり方での懲罰しか受けなかったと判断しました。」シモンとルイーゼには限られた休息しか与えられないだろう。というのも、彼らは傷が治るまで投獄され、それから主人のところへ送り返されるからである。

このように奴隷の証言が警察によってその他すべての証言と同様に扱われたとしても、奴隷の主人にとって結末はどの点においても通常の事件と比べられるものではない。なぜなら、一介の奴隷が自分の主人を訴追できることなど、問題外だからである。もっとも、集団での告発の場合、警部は奴隷たちの名前を書き留めるだけであり、彼らの告発をおおまかに書き取り、国王判事に報告するまでの間、彼らを監獄に送った。外科医の診察、幾度かの尋問が続き、そして判決がある。判決はたいいてい、奴隷監督に対して刑を宣告するだけであった。それから奴隷は主人のもとへ戻されるが、主人自身は決して煩わされることはない。

こうして、1785年4月22日、同島南部サヴァンヌ *Savanne* [現サバンナ] に住む工兵隊 *Génie* の建築士リヴェ殿が所有する20名の奴隷<sup>35</sup>（男13名、女7名）が証言した後、判決は黒人の奴隷監督フィリップに対して、その他の黒人の面前で30回の鞭打ちを受けること、同じく彼らが見てい

<sup>34</sup> ANM, archives anciennes, OA58, f°8, 9 mai 1785, article 3.

<sup>35</sup> ANM, archives anciennes, OA58, f°3.

る前で鎖に繋がれ、以後3ヶ月間、鎖に繋がれたままであることを宣告した。不満を述べた奴隷たちの言い分はこの判決によって部分的に認められはしたが、それでも彼らはバザールでそれぞれ10回の鞭打ちを受け、さらにサヴァンヌに戻って10回鞭打たれたのであった。尋問調書を直接見なければ、警察がどのように手続を進めたのか知るのには困難である。だが、処罰を奴隷監督へとずらすのは、主人に対して奴隷の管理の悪さを免責すると同時に、その当時、白人にとっては不名誉と判断されていた暴力の行使を免責する手段であった。

ポール＝ルイの警察が奴隷制を支える機構のひとつの歯車をなしていたとしても、驚くことではない。それにもかかわらず、自由な身分の黒人に対するのと同じように、奴隷に対しても、合法的な諸手続に基づいて介入することにこだわり、訴訟手続を尊重した。このことは奴隷にとってはごく小さな自立の領域を開き、窃盗、襲撃の場合、あるいは粗暴な主人を相手にした場合にさえ、奴隷が告発したことを説明している。一方で、警察は、奴隷の主人が満足していない時、奴隷を処罰するために懲罰権を用いた。他方、警察は主人に対する奴隷の告発を受理した。警察による奴隷の体罰が警察に対する奴隷の告発よりもはるかに多かったのも、確かにバランスのとれた関係が問題になっているわけではない。しかし、奴隷の統制に関する自由裁量権を、手続という形式の中に組み込もうとする配慮は、パリの警察が社会の周縁にいる人々への対応を発展させたことに似通っている。しかも、このことは王政が終わるまで続くのである。

人種に関わる転換点といえば、1777年にルイ16世によって公布された黒人の統制に関する包括的な王令が想起される。だが、以上を見る限り、この画期によってポール＝ルイの警察の態度が変化したとは、思えないのである。実際、アンティル諸島の奴隷制を研究する歴史家たちは、この新たな法律以降、肌の色が人物の社会的地位より重要になったが<sup>36</sup>、モーリシャスの古文書にはこの傾

向を確認できる史料は皆無だと考えている。それどころか、諸手続は、自由人、解放奴隷、奴隷といった人々の法的身分を一貫してかつ優先的に考慮し続けた。司法と警察が黒人と白人を同じやり方で扱わなかったとしても、それはとりわけ、黒人と白人の権利が異なっていたからであり、この点は、平民と貴族が同じ特権を持たなかったのと全く同じである。もちろん、人種差別は潜んでいたが、当時はまだ、アンシアン・レジーム期の身分の多元性によって覆い隠されていたのである。

### 結論

以上のように、1767年から1789年までのポール＝ルイの警察署について初めて概観することによって、ポール＝ルイの警察が、植民地世界への適応という特殊性を別にすれば、ヨーロッパの警察と同じような変化を遂げた姿を描き出した。ポール＝ルイの警察署の組織とその成員に対するパリの警察モデルの影響は、疑いの余地がない。たとえ、植民地という限られた規模のために、フランスの首都のそれと同じくらい大がかりな機構を展開できなかったとしても、である。ポール＝ルイの警察は、その職務の多様さ、介入する際にしばしば見られる調停者的な性格、そして初審裁判所の長であると同時に警察の責任者でもあるという国王判事の職務において、地方の小都市の警察にも大いに似通っている。結局のところ、これは、官僚機構の飛躍的な発展、職員を専門職化する幾度かの試み、さらに諸手続の遵守によって自由裁量を制約することを通じて、18世紀の警察の大展開と同じ特徴を持つ一つの警察なのである。

同時代にヨーロッパでは警察に関する様々な技術と着想を生み出したが、ポール＝ルイの警察が植民地という状況に自ら適応する方法を見出したのは、こうした技術と着想の総覧の中においてである。主人の要請に基づく奴隷の矯正は、家族の要請に基づく放蕩の若者あるいは反抗的な若者の投獄と着想の面で大きな違いはない。両方の場合とも、警察の一見すると恣意的な介入は、王権の絶対主義的な意図よりも、名誉—前者では主人の名誉、後者では家族の名誉—を守ろうとする社会的要請の方に応えるものである。植民地的な特徴

<sup>36</sup> Frédéric Régent, *La France et ses esclaves, de la colonisation aux abolitions (1620-1848)*, Paris, Grasset, 2007.

は、警察の手續よりむしろ懲罰の性質の中に現れている。すなわち、ヨーロッパの家庭の息子には単なる監禁であったのに対して、奴隷には鞭打ちと鎖による拘束が科せられたのである。警察の「覚書 notes」という形態で好ましからざる人物をブラックリストに載せ、彼らを植民地から退去させたことは、同様に、社会的・精神的団結への懸念を表している。この懸念に対しては、住民たちもまた賛同していた。

結局、植民地という状況に対するヨーロッパの警察モデルの適用は、アンシアン・レジーム期の行政および司法の柔軟性によって助けられた。当該時期においてフランスの都市警察の形態は多様であるため、1770年代から1780年代にかけてのポール＝ルイの警察の組織も、例外的であるようには感じられない。身分によって特権と権利のカテゴリーが異なるという原則によって、警察は、犯罪に手を染めた奴隷に対して解放奴隷や自由人に対するそれとは異なる罰を科すことができた。この意味では、確かに、アンシアン・レジーム期の植民地の警察は特殊で独特の事例ではあるが、アンシアン・レジーム期の様々な警察に対して例外というわけではない。

しかしながら、特権に基づくこの合法性はまさに、自由と平等とを要求する啓蒙思想の信奉者たちによって改めて批判の対象とされた。警察が諸手續を遵守することによって果たしていた、奴隷制の暴力を軽減する役割は、アンシアン・レジームという構築物全体が揺さぶられている時には、もはや意味をなさない。この意味で、ポール＝ルイの警察に関して見られた専門職業化の進展は、身の丈を超えた要求に対峙していたパリの警察に関してヴァンサン・ミヨが言及したものと同いくらい空しいものとなった。

フランス革命がアンシアン・レジームを破壊し、法の前の平等を打ち立てる時、奴隷制反対と奴隷制擁護の論争の果てに植民地支配が赤裸々な形で現れる。アンシアン・レジームという時代背景の中で練り上げられた植民地の警察の方法と技術はその時、全く新しく表明された人間の普遍的な権利に直接的に反する植民地経営を強化するために、利用可能になったのである。

[謝辞]

本稿は、2017年6月3日、京都大学で開催された近代社会史研究会での報告（仏語）、および6月7日に東京外国語大学海外事情研究所で開催されたワークショップでの講演（英語）をベースとするものである。いずれの機会にも会場から多くの有益なコメントを得た。記して感謝したい。また、貴重な機会を下さった上垣豊教授（龍谷大学）、金澤周作教授（京都大学）をはじめとする近代社会史研究会の関係者の方々、芹生尚子准教授（東京外国語大学）、および翻訳の労をとられた正本忍教授（長崎大学）にも深謝する。

なお、いずれの発表も吉田伸之東京大学名誉教授が招聘して下さったことにより実現した。5月29日には本郷で開催された日仏近世の秩序維持に関するワークショップで「都市における軍隊—18世紀ルールの事例を通じて」という報告もさせていただき、そこでも活発な議論に参加することができた。この場を借りて、吉田伸之先生、森下徹教授（山口大学）、塚田孝教授（大阪市立大学教授）、高澤紀恵教授（国際基督教大学）ほか、参加のみなさん全員にお礼申し上げたい。

2019年2月9日 リールにて  
カトリーヌ・ドニ

[付記]

本稿、および本稿の基になった前述の報告・講演は、平成28～30（2016～18）年度科学研究費補助金「巨大城下町江戸近郊の分節的な地帯構造と民衆世界（16K03038）」（基盤研究（C）、研究代表者：吉田伸之）による共同研究の成果の一部である。